

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



一般社団法人日本発達障害ネットワーク
理事長 市川宏伸

一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)の概要

1. 設立年月日:平成17年12月3日(一般社団法人設立:平成22年12月24日)

2. 活動目的及び主な活動内容:

本発達障害ネットワーク(JDDnet)は、発達障害関係の全国および地方の障害者団体や親の会、学会・研究会、職能団体などを含めた幅広いネットワークです。我が国における発達障害を代表する全国組織として、従来制度の谷間に置かれ支援の対象となっていなかった、あるいは適切な支援を受けられなかった、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある人およびそのご家族の権利と利益の擁護者として、理解啓発・調査研究・政策提言等を行い、発達障害のある人の自立と社会参加の推進に向けて活動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 発達障害啓発週間イベントなど、発達障害の普及啓発活動
- ・ 人材育成研修会、都道府県ネットワークセミナー、年次大会等、発達障害に関わる研修会の開催
- ・ 各省庁への政策要望の提出、委員会審議会等への参画
- ・ 各党障害者関連委員会、議員連盟等への参画
- ・ 発達障害の支援を考える議員連盟との連携

3. 加盟団体数:正会員19団体、エリア会員40団体、都道府県ネットワーク9団体(平成29年5月時点)

4. 会員数:149,815名(平成29年5月時点 ※正会員団体のみ)

5. 法人代表: 理事長 市川宏伸

視点一 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 児童発達支援センター及び放課後等デイサービスにおけるサービス評価の公表
2. 児童発達支援センターにおける専門性の確保
3. 放課後等デイサービスの強度行動障害児の受け入れ等の評価
4. 発達障害者支援法の改正に伴う改善
5. 専門職の処遇の改善

視点二 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受け入れられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. 発達障害者支援センターによる支援体制の構築
2. 障害児・者の地域生活の支援

視点三 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

1. 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの移行支援の促進
3. サービスの適正な実施

視点－1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 児童発達支援センター及び放課後等デイサービスにおけるサービス評価の公表

児童発達支援センター及び放課後等デイサービスは、ともにガイドラインに基づくサービスの評価を実施し、公表していく。障害児入所支援については、利用者の実態からサービスの第三者評価を実施し、報酬上も評価する。

2. 児童発達支援センターにおける専門性の確保

児童発達支援センターにおける作業療法士、言語聴覚士及び心理職等について、専門性の確保の観点から特別支援加算等報酬上の評価を見直す。

3. 放課後等デイサービスの強度行動障害児の受け入れ等の評価

- ① 重症心身障害児のみならず強度行動障害児が受け入れられるよう算定を見直す。
- ② 福祉分野と教育分野の専門家が行う支援会議及び個別の支援計画と個別の教育支援計画・指導計画の協働的作成を評価するとともに、未実施においては減算とする。
- ③ サービスの利用に当たっては、相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成を必須の条件とすること。

視点－1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

4. 発達障害者支援法の改正に伴う改善

- ① 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言などについては、保護者への気づきの支援を含め高度な専門的な支援であり報酬上の評価を行う。
- ② 放課後等デイサービス等における福祉分野と教育分野の専門家が行う支援会議及び個別の支援計画と個別の教育支援計画・指導計画の協働的作成を評価。
- ③ 個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じることを評価。
- ④ 就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努めることを評価。
- ⑤ 家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等を評価。

5. 専門職の処遇の改善

障害児・者への支援における、心理職員、作業療法士、言語聴覚士など専門的な支援を適切に評価するとともに、適応される分野の拡大を図ること。

視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受け入れられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. 発達障害者支援センターによる支援体制の構築

- ① 発達障害者が全国どの地域においてもサービスが受けられるよう、発達障害者支援センターを中心に支援体制を構築していくこと。
- ② 発達障害者支援センターや児童発達支援センター・児童発達支援事業などによる地域支援体制が、次期障害福祉計画に適切に盛りこめるよう指針等を示すこと。

2. 障害児・者の地域生活の支援

- ① 障害児・者が、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活の場としてのグループホーム、居住環境等を充実。
- ② 発達障害の特性への配慮、特に強度行動障害のある障害者の支援にかかる必要な見直しを実施。
- ③ 障害児支援においては、支援の質を確保し、保育所等への移行支援、家族等に対する相談援助や関係機関との連携を評価。

視点—3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

1. 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳以上の障害者については介護保険サービスを円滑に利用できるようにする。その際、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすい仕組みづくりや、ケアマネジャーと相談支援専門員とが連携することを報酬で評価できることを検討する。

2. 児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの移行支援の促進

児童発達支援センターは保育所や幼稚園へ、放課後等デイサービスは一般の放課後クラブ等への移行を積極的に推進し、特別な理由がないかぎり、そこで長期にわたって利用していく事を抑制していくこと。

3. サービスの適正な実施

就労継続支援事業及び放課後等デイサービスについては、サービスの適正実施等の観点から見直し、支援の必要な人には報酬が高く設定され、それ以外については低く設定され全体としてのバランスが保たれるよう見直すこと。